

# 気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【工業用機械及び製品（RT-IG）産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：  
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。  
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**工業用機械及び製品 (RT-IG)産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
  - ▶ 産業別開示要求の構成
    - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
    - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
  - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

## S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>産業の説明</b>            | <ul style="list-style-type: none"><li>❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies)、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している</li></ul>  |
| <b>開示トピック及びトピックサマリー</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの</li><li>❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる</li></ul> |
| <b>指標</b>               | <ul style="list-style-type: none"><li>❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている</li></ul>   |
| <b>技術的プロトコル</b>         | <ul style="list-style-type: none"><li>❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する</li></ul>   |
| <b>活動指標</b>             | <ul style="list-style-type: none"><li>❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの</li><li>❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している</li></ul>  |

**産業名  
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

**産業の説明**

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

**開示トピック**

**指標**

| トピック  | 指標  | カテゴリー  | 測定単位            | コード          |
|-------|---|--------|-----------------|--------------|
|       | 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述                       | 説明及び分析 | 該当なし            | CG-AA-440a.1 |
| 原材料調達 | 環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに） | 定量     | 重量ごとのパーセンテージ(%) | CG-AA-440a.2 |

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

| コード：<br>CG-AA-440a.1 | 指標：<br>優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述  | 測定単位：<br>該当なし |
|----------------------|---|---------------|
| 1<br><br>1.1         | <p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの</li> <li>• 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの</li> </ul> |               |
| 2                    | 企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める   |               |
| 4                    | 優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する   |               |
| 7                    | <p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性</li> <li>• これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか</li> </ul>            |               |

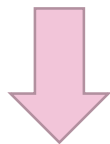
| コード         | 活動指標                 | カテゴリー | 測定単位 |
|-------------|----------------------|-------|------|
| CG-AA-000.A | (1)Tier 1サプライヤーの数    | 定量    | 数    |
|             | (2)Tier 1の先のサプライヤーの数 | 定量    | 数    |

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

# 気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

## 適切な産業の 選択



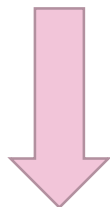
- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない (S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある (S2基準案 B9項)

## 重大なリスク 及び機会の識別



- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない (S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求 (付録B) 中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない (S2基準案 第10項)

## 指標の特定



- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない (S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない (S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会**を**適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない (S2基準案 B16項)

(次頁に続く)



# 気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー  
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に  
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク  
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会  
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性  
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

工業用機械及び製品  
Industrial Machinery & Goods  
(RT-IG)

「工業用機械及び製品」産業は、建設、農業、エネルギー、電力・ガス・水道、採掘、製造、自動車、及び輸送を含むさまざまな産業のために機器を製造する。

製品には、エンジン、土工機械、トラック、トラクター、船舶、工業用ポンプ、機関車及びタービンが含まれる。

機械の製造業者は生産のために、鉄鋼、プラスチック、ゴム、塗料、及びガラスを含む大量の原材料を使用する。

製造業者はまた、最終組立ての前に機械加工や鋳造を行うことがある。

この産業における需要は工業生産と密接につながっているが、政府の排出基準及び顧客からの要請が、製品使用時のエネルギー効率を改善し、大気廃棄物を制限するためのイノベーションを起こしている。

| トピック             | コード          | 指標   |
|------------------|--------------|--|
| エネルギー管理          | RT-IG-130a.1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• (1)エネルギー総消費量</li> <li>• (2)電力系統からの電力の割合</li> <li>• (3)再生可能エネルギーの割合</li> </ul>   |
| 使用段階における燃料効率及び排出 | RT-IG-410a.1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 中型及び大型フリートに係る売上加重平均車両燃費</li> </ul>  |
|                  | RT-IG-410a.2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• ノンロード機器に係る売上加重燃費</li> </ul>   |
|                  | RT-IG-410a.3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定置型発電機に係る売上加重燃費</li> </ul>  |
|                  | RT-IG-410a.4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• (1)窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) 及び (2) 粒子状物質 (PM) のうち以下に係るものの売上加重排出 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ (a) 船舶用ディーゼルエンジン</li> <li>➢ (b) 機関車用ディーゼルエンジン</li> <li>➢ (c) オンロード中型及び大型エンジン</li> <li>➢ (d) その他のノンロード・ディーゼルエンジン</li> </ul> </li> </ul> |

エネルギーは、工業用機械及び製品の製造において重要な（critical）インプットである。購入した電力は、当産業のエネルギー支出の最も大きな部分を占め、購入した燃料がこれに続く。

使用されるエネルギーの種類、消費量及びエネルギー管理戦略は、製造する製品の種類によって異なる。

現場で生成する電力の利用、電力系統からの電力の使用及び代替エネルギーの使用を含め、企業のエネルギー・ミックスは、エネルギー供給のコスト及び信頼性（reliability）に影響を与える上で重要な（important）役割を果たし、最終的に**企業のコスト構造及び規制リスクに影響を及ぼす**可能性がある。

| コード：<br>RT-IG-<br>130a.1. | 指標：<br>(1)エネルギー総消費量   | 測定単位：<br>ギガジュール(GJ) |
|---------------------------|---|---------------------|
| 1                         | 消費したエネルギーの総量をギガジュール (GJ) 単位で集計して開示する  |                     |
| 1.1                       | すべての供給源からのエネルギーを含める <ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業の外部の供給源から購入したエネルギー</li> <li>• 企業が自ら生産した (自己生成の) エネルギー</li> </ul>   |                     |
| 1.2                       | 報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める  |                     |
| 1.3                       | 燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、以下のいずれかに方法に基づき、総発熱量 (GCV) とも呼ばれる高位発熱量 (HHV) を使用する <ul style="list-style-type: none"> <li>• 直接測定する方法</li> <li>• 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) から取得する方法</li> </ul> |                     |

|                               |  |                              |
|-------------------------------|--|------------------------------|
| <b>コード :</b><br>RT-IG-130a.1. | <b>指標 :</b><br>(2)電力系統からの電力の割合   | <b>測定単位 :</b><br>パーセンテージ (%) |
| 2                             | 消費した、電力系統から供給されたエネルギーの割合を開示する  |                              |
| 2.1                           | この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量について、エネルギー総消費量で除して計算する<br>計算式の例：購入した電力系統からの電力の消費量 ÷ エネルギー総消費量 |                              |

| コード：<br>RT-IG-<br>130a.1. | 指標：<br>(3)再生可能エネルギーの割合   | 測定単位：<br>パーセンテージ (%) |
|---------------------------|--|----------------------|
| 3                         | 消費した再生可能エネルギーの割合を開示する  |                      |
| 3.1                       | 再生可能エネルギー：枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義（地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等）  |                      |
| 3.2                       | <p><b>この割合は、再生可能エネルギー消費量をエネルギー総消費量で除して計算する</b></p> <p>計算式の例：再生可能エネルギー消費量 ÷ エネルギー総消費量</p>   |                      |
| 3.3                       | <p>再生可能エネルギーの範囲は以下を含む：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業が消費した再生可能燃料</li> <li>• 企業が直接生産した再生可能エネルギー</li> <li>• 企業が購入した再生可能エネルギー</li> </ul>   |                      |
| 3.4                       | <p>この開示の目的において、バイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、以下のいずれかの条件に該当するものに限定する：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 第三者の基準で認証された材料</li> <li>• 再生可能エネルギー認証のためのGreen-eフレームワークのバージョン1.0（2017年）又はGreen-e地域基準に従って適格な供給源とみなされる材料</li> <li>• 適用可能な州の再生可能エネルギー利用割合基準（RPS）において適格となる材料</li> </ul> |                      |



| コード：<br>RT-IG-<br>130a.1. | 補足事項   |
|---------------------------|--|
| 4                         | <p>この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用する<br/>例：燃料使用量のHHVやキロワット時からギガジュール（GJ）への変換</p> |

「工業用機械及び製品」産業の製品の多くは化石燃料を使用しており、使用時に温室効果ガス（GHG）及びその他の排出物を放出する。

顧客の燃費改善に対する選好が排出に対処する規制と相まって、当産業におけるエネルギー効率の良い低排出製品に対する需要を増大させている。

したがって、これらの特性を備えた製品を開発する企業は、**優位に立ってより高い市場シェアを獲得し、規制リスクを削減してブランド価値を高める**場合がある。

| コード：<br>RT-IG-<br>410a.1. | 指標：<br>中型及び大型車両に係る売上加重平均フリート燃費  | 測定単位：<br>千トンマイル当たりのガロ<br>ン数 |
|---------------------------|---|-----------------------------|
| 1                         | <b>報告企業の中型及び大型商用車両に係る売上加重平均フリート燃費を開示する</b>  |                             |
| 1.1                       | フリート燃費：企業の中型及び大型商用車両の平均燃費であり、報告期間中のそれぞれの販売台数で重み付けされ、1,000トンマイル当たりのガロン単位で測定したものと定義する |                             |
| 1.4                       | <b>規制上の目的においてフリート平均値をモデル年ごとに算出する場合、これらのパフォーマンス・データを使用する</b>                         |                             |
| 1.5                       | フリート平均値の算出に関する規制上のガイダンスがない場合、販売量で重み付けされた、報告期間中に販売された車両の燃費に基づいてパフォーマンスを計算する          |                             |
| 2                         | <b>報告企業の法域における大型車両燃料排出量基準又は規制に従って、自社の中型及び大型車両に係る売上加重平均燃費要求を開示する</b>                 |                             |
| 3                         | <b>報告企業が複数の法域でオペレーションを行う場合、企業は燃料が再生可能かどうかを決定するために使用する基準又は規制を開示する</b>                |                             |

| コード：<br>RT-IG-<br>410a.2. | 指標：<br>ノンロード機器に係る売上加重燃費   | 測定単位：<br>時間当たりのガロン数 |
|---------------------------|---|---------------------|
| 1                         | <b>報告企業のノンロード機器及び車両に係る売上加重平均燃費を開示する</b>   |                     |
| 1.1                       | 燃費は、企業のノンロード機器の平均燃費であり、報告期間中の各ユニットの販売台数で重み付けされ、運転時間当たりの消費燃料のガロン数（時間当たりのガロン数）単位で測定したものと定義する。 |                     |
| 1.1.1                     | <b>1時間当たりのガロン数を計算するにあたって、入手可能な限り、モデル定格燃費値を個々の機器に使用する</b>                                    |                     |
| 1.1.2                     | <b>モデル定格燃費値が入手可能でない場合、当該機器について時間当たりのガロン数の運転効率を、平常の合理的な運転条件（例：荷重係数、速度及び環境条件）を想定して計算する</b>    |                     |

| コード：<br>RT-IG-<br>410a.3. | 指標：<br>定置型発電機に係る売上加重燃費                             | 測定単位：<br>ガロン当たりのワット数 |
|---------------------------|--|----------------------|
| 1                         | <b>報告企業の定置型発電機に係る売上加重平均燃費を開示する</b>                 |                      |
| 1.1                       | 売上加重燃費は、報告期間中に販売された定置型発電機の平均燃費であり、ガロン当たりワット単位で測定する |                      |
| 2                         | 売上加重燃費は、ガロン当たりワット単位の設計燃費の調和平均として算出する               |                      |
| 2.2                       | 調和平均は、逆数値の平均値の逆数である                                |                      |

| コード：<br>RT-IG-<br>410a.4. | 指標：<br>(1) 窒素酸化物（NO <sub>x</sub> ）及び(2) 粒子状物質（PM）のうち以下に係るものの売上加重排出：(a) 船舶用ディーゼルエンジン、(b) 機関車用ディーゼルエンジン、(c) オンロード中型及び大型エンジン、及び (d) その他のノンロード・ディーゼルエンジン   | 測定単位：<br>キロワット時当たりのグラム数 |
|---------------------------|--|-------------------------|
| 1                         | <p>以下それぞれの製品カテゴリーに係る(1) 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）及び(2) 粒子状物質（PM）の売上加重平均排出を開示する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (a) 船舶用ディーゼルエンジン</li> <li>• (b) 機関車用ディーゼルエンジン</li> <li>• (c) オンロード中型及び大型エンジン</li> <li>• (d) その他のノンロード・ディーゼルエンジン</li> </ul> |                         |
| 1.1                       | 排出量は、各種エンジンに係る(1) NO <sub>x</sub> 及び(2) PMの平均排出量であり、報告期間中のそれぞれの販売数で重み付けされ、キロワット時当たりグラム単位で測定したものとして計算する   |                         |
| 1.2                       | 船舶用ディーゼルエンジン、機関車用ディーゼルエンジン、オンロード中型及び大型エンジン、及びその他のノンロード・ディーゼルエンジンは、適用される法域の基準、ガイドライン又は規制に基づいて定義する   |                         |
| 1.3                       | 排出量を計算するために使用した計算方法を記述する   |                         |
| 注記1                       | フリート燃費並びに排出に係るリスク及び機会を管理するための戦略及びアプローチについて説明する   |                         |

| コード         | 活動指標          | カテゴリー | 測定単位 |
|-------------|---------------|-------|------|
| RT-IG-000.A | 製品カテゴリーごとの生産量 | 定量    | 数    |
| RT-IG-000.B | 従業員数          | 定量    | 数    |

